

総合計画・都市計画マスタープランを含む複数計画等の策定支援業務委託に係る
プロポーザル実施要領（案）の骨子

1. 業務概要

(1) 件名

総合計画・都市計画マスタープランを含む複数計画等の策定支援業務委託

(2) 目的

東村山市では、総合計画、都市計画マスタープランを含む複数計画等について、平成30年度から平成32年度において策定作業（以下、「計画策定」という。）を行う。本件業務委託は、東村山市が同時期に策定する複数計画等の策定支援業務を一体的に行うものとする。このことにより、計画間の整合性を高めるとともに、業務円滑化、スケールメリットによる人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

東村山市が策定を予定する以下の計画に関して、策定支援を行うこと。策定にあたっては、業務を効率的に行うため、複数計画等の策定手続を合同、連携して進めるものとする。なお、詳細な仕様書は、東村山市との協議により整えることとする。

- ・ 第5次総合計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 人口ビジョン・創生総合戦略
- ・ 公共施設等総合管理計画
- ・ 市センター地区整備構想

① 第5次総合計画について

(ア) 計画概要

総合計画は、基本構想及び基本構想の実現を図るための計画により構成され、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本となる指針を示したものであり、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例第16条第1項の規定に基づき、市の最上位計画である。

計画の推進にあたっては、目標管理制度による評価など、継続的なPDCAサイクルにより施策・事業の点検を実施している。

(イ) 策定手続き

- ・ 東村山市総合計画審議会における諮問・答申
- ・ 計画策定に資する市民意向調査等の基礎調査の実施及び基礎資料作成（市や市を取り巻く社会状況に関する将来予測や、市内の現況等の各種データの整理）

- ・ 現行計画の点検評価
- ・ 幅広い市民を対象に行うワークショップ等の市民参加の実施
- ・ 事業者、市民団体など市に関わる方々からの意見の取得
- ・ 職員による政策・施策の検討
- ・ 計画案の広報、説明会
- ・ 市民に分かりやすい冊子の作成
- ・ その他、計画策定にあたり必要な手続き

② 都市計画マスタープラン

(ア) 計画概要

都市計画マスタープランは総合計画に基づく、市の都市計画に関する長期的な基本方針で、都市整備事業や関連計画等を踏まえた将来ビジョンを明確化するものである。

現行の東村山市都市計画マスタープランは平成12年に策定され、目標年次は概ね平成32年前後に設定されている。

(イ) 改定手続き

- ・ 東村山市都市計画審議会による諮問・答申
- ・ 計画改定に資する市民意向調査等の基礎調査の実施及び基礎資料作成（市や市を取り巻く社会状況に関する将来予測や、市内地域別の現況等の各種データの整理）
- ・ 関係法令、上位関連計画等の調査・整理
- ・ 現行計画の点検評価
- ・ 幅広い市民を対象に行うワークショップ等の市民参加の実施
- ・ 事業者、市民団体など市に関わる方々や専門家からの意見の取得
- ・ 計画案の広報、説明会
- ・ 市民に分かりやすい冊子等の作成
- ・ その他、計画改定にあたり必要な手続き
- ・ 計画改定に伴う都市計画原案の作成

③ 人口ビジョン・創生総合戦略

(ア) 計画概要

創生総合戦略は、本市が将来にわたって活力あるまちであり続ける「地方創生」のために、人口の現状と将来の展望を踏まえて人口減少の克服と地域の活性化に向けた施策の方向等を掲げるものである。

同戦略は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が定める枠組みにより策定しているが、同時に市の最上位計画である総合計画と整合を図っている。

また、同戦略は、実行性を担保するために効果検証を行っており、戦略に定める施策において重要業績評価指標（KPI）を設定している。

(イ) 策定手続き

- ・ 国における「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後5か年の政府の施策の方向等を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容把握
- ・ 計画策定に資する市民意向調査等の基礎調査の実施及び基礎資料作成（市や市を取り巻く社会状況に関する将来予測や、市内の現況等の各種データの整理）
- ・ 本市における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」の策定及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向等の整理
- ・ 東村山市創生総合戦略推進協議会における議論及びその整理
- ・ 職員による「基本的方向」「具体的な施策」「具体的な取組」及び重要業績評価指標の検討
- ・ 計画案の広報
- ・ 市民に分かりやすい冊子の作成
- ・ その他、計画策定にあたり必要な手続き

④ 公共施設等総合管理計画

(ア) 計画概要

老朽化していく学校などのいわゆるハコモノ施設の再生と、道路などのインフラ施設の維持管理を総合的・計画的に実施していくためもの。

平成28年6月策定。計画期間は平成28年度から平成42年度までの15年間。

内容は、共通編（公共施設の更新問題、人口問題、財政問題）、ハコモノ編（施設の現況、取り組み方策、施設分類別の再生の方向性、ロードマップ）、インフラ編（施設の現況、取り組み方策、施設分類の再生の方向性、ロードマップ）の3部構成。

(イ) 改定手続き

- ・ 東村山市公共施設等再生計画庁内検討会議による検討
- ・ 基本方針で掲げた取り組み方策（18策）の点検評価と更新
- ・ 公共施設マネジメントに関する国や東京都等の動向、関係法令や関連計画等の把握
- ・ ロードマップの点検評価と反映
- ・ 市民に分かりやすい改定冊子の作成
- ・ その他、計画改定にあたり必要な手続き

⑤ 市センター地区整備構想

(ア) 構想概要

将来的な市役所の建て替えや市役所周辺での都市基盤整備（都市計画道路東3・3・8、連続立体交差事業）の状況を見据え、市役所を中心とする周辺施設の将来的なあり方、コンセプト、必要な機能及び方向性を検討する。

(イ) 策定手続案

- ・ 前提条件の整理（平成29年度実施予定）
- ・ 課題抽出（平成29年度実施予定）
- ・ センター地区に求められる将来像の検討
- ・ センター地区に求められる将来像を踏まえ、規模等を算定し、事業の有効性や効果等をパターン比較
- ・ モデルプランの整理
- ・ 官民連携による拠点機能の確保・誘導事例の収集
- ・ 庁舎の建て替えや多機能化、複合化等の手法の検討
- ・ 第5次総合計画や都市計画マスタープランへの位置付け
- ・ その他、構想策定にあたり必要な手続き

⑥ 現行計画（参考）

- (ア) 東村山市第4次総合計画 基本構想・前期本計画・後期基本計画
- (イ) 東村山市都市計画マスタープラン
- (ウ) 東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略
- (エ) 東村山市公共施設等総合管理計画

※市センター地区整備構想は、現行計画は存在しない。

(4) 業務期間

契約締結の翌日から平成33年3月31日まで（予定）

2. 業務に要する費用

予定上限額 83,500千円（税込）

なお、当該契約に係る予算は、平成30年度予算に計上を予定するほか、同31年度から同32年度分については債務負担行為を設定する予定である。

- ・ 既存計画等の決算見込額（参考）

計画名（年次）	金額
第4次総合計画基本構想・基本計画（平成20～22年度）	24,941,000円
都市計画マスタープラン（平成9～12年度）	38,115,000円
人口ビジョン・総合戦略（平成27年度）	9,234,000円
公共施設等総合管理計画（平成24～28年度）	31,788,900円
市センター地区整備構想（平成29年度）	3,769,200円
合計	107,848,100円

3. 実施形式

(1) 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) プロポーザル方式とする目的

計画策定では、将来予測、統計情報及び都市計画に関する専門的な知見を要すること、計画内容、計画手続きが多岐にわたることから、契約締結に向けた準備、協議から履行に至る全ての段階において、民間事業者のノウハウを最大限に活用することを目指す。

このため、広く民間事業者から提案をいただくプロポーザル方式により、計画策定の仕様決定の前段階で優先交渉権者を選定する。

(3) 費用の負担

このプロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

4. 参加資格

参加者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) いずれかの営業種目について、東村山市での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 東村山市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- (5) 東村山市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができる者であること。
- (6) 所用の資格等を網羅した技術者等を用い、業務を確実に遂行させることができる者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

5. 日程

事項	日時
公募	平成30年4月頃
プロポーザル方式によるプレゼンテーション実施、選定、優先交渉権者の決定	平成30年4月頃
優先交渉権者と東村山市で詳細協議	平成30年4月頃
契約締結・業務開始	平成30年5月頃

6. 質疑応答

(1) 質問に対する回答

回答は、順次、東村山市ホームページに掲載する。

(2) その他

質問及び質問に対する回答は、本実施要領の追補とみなす。

質問内容に参加者名を特定できる記載がある場合は回答しない。

7. 提出書類・必要部数

提出書類は、いずれも用紙サイズは A4 とする。

番号	項目	必要部数	備考
1	参加申込書	原本1部	
2	業務実績書	原本1部	
3	財務書類（直近3か年分）	原本1部	
4	企業概要	原本1部	
5	企画提案書（任意様式）	原本1部写し10部	(1) を参照
6	工程表（任意様式）	原本1部写し10部	(2) を参照
7	参考見積書（任意様式）	原本1部写し10部	(3) を参照

(1) 企画提案書（任意様式）

- ・ 表紙・目次を除き 10 ページ以内とする。
- ・ 各ページにページ番号を記入すること。
- ・ 各計画の概要、重視する点、複数計画等の策定を同時に進める点を踏まえ、提案者のノウハウを生かした実効性のある計画や効率的な策定手続きについて提案すること。

(2) 工程表（任意様式）

- ・ 提案する業務内容について具体的な実務に係る作業を 3 か年の計画書として示すこと。

(3) 参考見積書（任意様式）

- ・ あて先は「東村山市長」（市長の氏名は記載しないこと）とする。
- ・ 参考見積額は、税込み・円表示で、平成 30 年度から平成 32 年度までの総額とする。ただし、消費税率改定の見込みについては参考見積額に含まないこと。
- ・ 参考見積額は、独自提案にかかる経費も含み、提案内容が実現可能と想定する額とする。
- ・ 参考見積額を示すにあたっては、計画策定に対して提案する策定支援内容を明示すること。
- ・ 参考見積額が、予定上限額を超過した場合は失格とする。
- ・ 契約締結前の詳細協議にかかる費用は「9 契約」に示すとおりとする。
- ・ その他、事業者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含まないこと。

8. 審査方法及び審査基準

審査は、企画提案書にかかるプレゼンテーションを実施し、東村山市が別に定める審査委

員会（以下、「委員会」という。）において、別に定める審査項目及び配点に基づき評価し、最高得点を挙げた事業者を優先交渉権者とする。ただし、複数の事業者が同得点の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) プレゼンテーションの内容

① 説明者

1者3名以内。説明、質疑に対する回答は、委託契約を請け負った場合にもっぱら当該業務を担当する者が行うこと。

② 同行者数

5名程度までとする。

③ 所要時間

1者35分以内（準備5分、説明15分以内、質疑応答10分以内、撤去5分）

④ 使用機器等

パソコン、プロジェクター及びスクリーンは東村山市が用意する。用意するパソコンにはWindows7、Microsoft PowerPoint2010が導入されているため、当該環境にて動作可能なプレゼンテーション資料とすること。また、使用する記録媒体はUSBメモリーとし、当該機器は各自で用意すること。

(2) 審査結果の通知

郵送により通知する。審査結果は、提案者全員に通知する。

審査結果の公表にあたっては、東村山市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次順位の事業者名のみを公表し、評価点等は公表しない。

(3) その他

- ・ 提案者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。
- ・ 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。
- ・ 審査の経過に対する問い合わせは、審査結果の通知から5日間までとする。

9. 契約

(1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について、東村山市と詳細協議する。この協議が整い次第、優先交渉権者は、改めて見積書を東村山市に提出するものとする。なお、この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

前項の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。

ただし、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。また、契約締結までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

10. 情報公開

提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

なお、上記に関わらず、市と契約締結した事業者以外の企画提案書については著作者から公開に同意しない旨の申し出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開とする。

11. 担当部署

住所 〒189-8501 東村山市本町1丁目2番地3

所属 東村山市経営政策部行政経営課

担当 吉川

電話 042-393-5111（代表） 内線 2223

メール gyosei@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp